

申 請

平成 28 年 3 月 16 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

福島県知事  
内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 28 年 1 月 20 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。  
福島県桑折町において産出されたユズ
- 2 解除を申請する理由  
平成 27 年 12 月 16 日に福島県桑折町で実施した検査結果において、安全が確認された。  
なお、解除後も引き続き、緊急時環境放射線モニタリング計画による安全確認検査を実施する。  
検査の詳細は、別添資料のとおりである。

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

福島県桑折町で生産されるユズ

### 2 解除申請までの検査計画

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」（平成27年3月20日付け原子力災害対策本部長公表）別添1 2(3)に基づき検査を実施し、桑折町で出荷が見込まれるほ場8箇所中4箇所で緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、すべてが基準値を下回った。（別添1参照）

### 3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

解除後において、出荷が見込まれる場合は、「検査計画、出荷制限等品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、公表する。

### 4 解除後の出荷管理

#### (1) 出荷者の対策について

ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という（別添2参照）。）の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

イ 生産履歴、集荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

ウ 出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

当該地方のJA系統出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能であるが、それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付や表示を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。

(2) 出荷状況の把握

県は、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(3) 出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して、県内のユズで出荷制限が引き続き指示されている市町村名や出荷団体等の名称等の提供を行うとともに、出荷容器に記載される産地等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

- 5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応  
基準値を超える検査結果が確認された場合、当該地域のユズについて、県は即時に出荷自粛を求める。

## 別添1

番号	H27		H23の検査結果 (Bq/kg)
	検査日	検査結果 (Bq/kg)	
1	H27.12.16	6.0	—
2	H27.12.16	7.4	—
3	H27.12.16	7.0	—
4	H27.12.16	20	720



桑折町 農地土壤の放射性物質濃度分布図

(注1)農地の分布は、独立行政法人農業環境技術研究所が2010年に作成・公開した農地土壤図(2001年の農地の分布状況を反映)から作成  
 (注2)推定値は、航空機による空間線量率の測定結果等を参考に試算した推計に基づくものであり、一定の誤差を含んでいます。  
 (注3)平成24年3月公表の放射性物質濃度分布図の作成以後、避難指示区域以外の区域において行われた農地の除染による放射性セシウム濃度の低下については、推定値に反映されておりません。

